

深谷市高齢者住宅改修費補助事業

※長寿福祉課に事前申請が必要です。

高齢者の自宅内での転倒等を防止し、住み慣れた地域でいつまでも安全に生活できるよう、住環境を整備すると共に、介護予防を推進することを目的として、住宅改修を行った際に費用の一部を補助します。

対象者

以下の全てを満たす満65歳以上の個人が対象です。

- ・介護保険要介護認定を受けていないかた
- ・『生活元気度チェック表』で身体機能の低下による要介護状態等になる可能性が高いと判断されたかた
- ・在宅で市内に1年以上居住しているかた
- ・市税、介護保険料を滞納していないかた
- ・過去に介護保険法による住宅改修費の支給を受けていないかた
- ・過去に本市において、この補助対象事業と同種のものの補助金の交付を受けていないかた

対象工事

《工事の内容は、介護保険制度の住宅改修と同じです。》

- ・手すりの取付け
- ・段差の解消
- ・滑りの防止、移動の円滑化などのための床・通路面の材料の変更
- ・開き戸から引き戸などへの扉の取替え
- ・和式便器から洋式便器への取替え



施工業者は市内の業者に限りませ

※ 深谷市内に本店・支店・営業所が有り、見積書・領収書等に深谷市の住所が記載される施工業者です。

また、本人・家族による改修は補助対象外です。

補助内容

- ・介護保険料所得段階
第1段階から第3段階までのかた
対象経費の2分の1（上限10万円）
- ・介護保険料所得段階 第4段階以上のかた
対象経費の2分の1（上限5万円）

手続きの流れ



相談

長寿福祉課、各総合支所、または各地域包括支援センターに相談

『生活元気度チェック表』によるチェックを実施
身体機能の低下による要介護状態等になる可能性が高いと判断されたかた

(なお、制度とは別に介護予防事業のご案内を差し上げる対象者として登録させていただきます。)

申請

長寿福祉課に申請書等を提出

- ・申請書 ・見積書 ・見取り図
- ・写真 (撮影日がわかるもの)
- ・その他個々のケースにより追加で求めるものもあります。

※ 申請書類が全て揃ったかたから順に受け付けいたします。

申請書提出の年度末までに、工事が完了するものに限ります。

補助申請額が予算枠に到達した場合は、受付終了となります。

着工

結果通知を受けてから、着工

報告

工事が完了したら、長寿福祉課に報告書等を提出

- ・完了報告書 ・領収書 (原本を必ず持参してください。確認後、返却いたします。)
- ・内訳書 ・写真 (撮影日がわかるもの)
- ・その他個々のケースにより追加で求めるものもあります。

支払

長寿福祉課による確認後、補助金の支払い



問合せ先	電話番号	圏域名	担当地域
深谷市役所長寿福祉課	048-574-6645		
エンゼルの丘	048-546-1216	深谷西部	岡部地域
深谷市社会福祉協議会	048-573-6869	深谷中央第1	深谷・大寄地域
医師会なごみ	048-577-5371	深谷北東部	幡羅・明戸・豊里・八基地域
はなみずき	048-551-1113	深谷中央第2	上柴町西1~7、秋元町、上野台の一部、見晴町、萱場、宿根、桜ヶ丘
あねとす病院	048-577-3201	深谷中央第3	人見、柏合、榎合、櫛引、大谷、境、折之口、上野台の一部、上柴町東1~7、東方の一部
ふじさわ苑	048-571-1234	深谷南部	川本・花園地域